

新型コロナウイルス感染症対策

経営安定関連保証 (セーフティネット保証4号・5号)

山梨県信用保証協会では、新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートします。

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
制度概要	幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠で借入債務の100%を保証します。 (売上高が前年同期比20%以上減少等の場合)	特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(4号と同枠)で借入債務の80%を保証します。 (売上高が前年同期比5%以上減少等の場合)
保証限度額	2億8,000万円(一般枠とは別枠)	
対象資金	経営の安定に資する資金(運転資金・設備資金)	
保証期間	10年以内(据置期間1年以内を含む。)	
貸付利率	金融機関所定利率	
保証人	法人は原則代表者のみ・個人事業主の場合は原則保証人不要	
保証料率	0.9%(責任共有制度対象外)	0.8%(責任共有制度対象)
添付資料	本制度の利用に当たっては、認定申請書(所轄市町村長又は特別区長の認定文言及び記名押印のあるもの。)の提出が必要です。(認定書につきましては、各市町村の担当にお問い合わせください。)	
指定期間等	令和2年3月2日に、全都道府県が指定されました。	令和2年1月1日から3月31日の期間において152業種が指定されているほか、3月6日に40業種が追加指定されました。(追加業種は裏面)

当協会では、「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」を令和2年1月29日より開設しております。無料で相談が可能ですので是非ご利用ください。



山梨県信用保証協会

TEL 0120-970-260

<http://cgc-yamanashi.or.jp>



経営安定関連保証4号

ご利用いただける方

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく指定地域内において、1年間以上の事業実績があり、災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者

経営安定関連保証5号

ご利用いただける方

中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で
 ①最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者
 ※時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可。
 ②製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

令和2年3月6日 追加40業種

※令和2年1月1日から指定されている152業種については当協会または中小企業庁ホームページをご覧ください。

そう(惣)菜製造業	すし・弁当・調理パン製造業	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	料理品小売業	他に分類されないその他の小売業
旅館, ホテル	簡易宿所	リゾートクラブ	他に分類されない宿泊業	食堂, レストラン(専門料理店を除く)
日本料理店	料亭	中華料理店	ラーメン店	焼肉店
その他の専門料理店	そば・うどん店	すし店	酒場, ビヤホール	バー, キャバレー, ナイトクラブ
喫茶店	ハンバーガー店	お好み焼・焼きそば・たこ焼店	他に分類されない飲食店	持ち帰り飲食サービス業
配達飲食サービス業	エステティック業	リラクゼーション業(手技を用いるもの)	旅行業者代理業	劇場
興行場	劇団	楽団、舞踏団	演芸・スポーツ等興行団	ボウリング場
フィットネスクラブ	遊園地(テーマパークを除く)	テーマパーク	ダンスホール	学習塾

山梨県の制度融資(4号は経済変動対策融資【経済危機関係】、5号は経済変動対策融資【不況業種対策関係】)にて対応することもできます。その場合、保証限度額については、県の定めによりますが、低金利での借入が可能となりますので、是非ご利用ください。

各市町村の制度融資を経営安定関連保証にて利用することが可能な場合もございますので、各市町村の担当または当協会までお問い合わせください。

※金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。

山梨を支える企業とともに

 山梨県信用保証協会

フリーダイヤル 0120(970)260

山梨県信用保証協会

検索

<http://cgcyamanashi.or.jp/>



本店 保証部 〒400-0035 山梨県甲府市飯田 2-2-1

TEL:055-235-9700 FAX:055-232-0166

富士吉田支店 〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田 2-31-14

TEL:0555-22-0992 FAX:0555-22-0921